

11 平成29年度浄水水質検査計画及び
平成26年度～平成28年度水質検査結果

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	4	6	19	100以下		19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.2	5.7	5.7	10以下	2以下	6.2		○				○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○				○						○			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○						○			
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○						○			
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○						○			
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○						○			
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○						○			
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○						○			
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○						○			
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○						○			
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○						○			
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○						○			
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○						○			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○						○			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○				○						○			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○						○			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.6	11.1	11.2	200以下	40以下	11.2		○				○						○			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○				○						○			
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	7.1	6.6	200以下	40以下	7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	44	44	300以下	60以下	44		○				○						○			
40	蒸発残留物	mg/L	155	183	194	500以下	100以下	194		○				○						○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.8	7.8	7.7	5.8～8.6		7.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区敷根配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由									
1	一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○																			
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○																			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○									○				3月1回	3月1回	省略不可能項目							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.4	2.3	10以下	2以下	2.4		○									○						注4							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○																			
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○																			
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○																			
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○																			
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○																			
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○																			
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○										○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○											○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○											○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○											○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○											○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○											○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○											○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○											○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○											○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○											○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○											○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○																			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○																			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○																			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○																			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.7	12.3	12.5	200以下	40以下	12.5					○																			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○																			
38	塩化物イオン	mg/L	9.8	9.9	9.5	200以下	40以下	9.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	42	44	44	300以下	60以下	44					○												注1							
40	蒸発残留物	mg/L	163	157	166	500以下	100以下	166			○														注2							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												注1							
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○												注3							
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○												注5							
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												注1							
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
										項目数										9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○					○					3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.0	3.1	3.2	10以下	2以下	3.2		○					○				○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○												
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○				○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○												
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○												
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○												
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○												
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○												
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01						○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.2	10.3	10.8	200以下	40以下	10.8						○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○												
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	5.5	5.6	200以下	40以下	5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	37	300以下	60以下	37						○												
40	蒸発残留物	mg/L	151	147	165	500以下	100以下	165			○			○												
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.1	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区川原配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	88	62	0	100以下		88	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.5	0.4	10以下	2以下	0.5		○			○												
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.14	0.17	0.8以下	0.16以下	0.17					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.10	0.08	0.6以下	0.12以下	0.1		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿		○			○												
25	ジブromoクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿		○			○												
29	ブromoジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿		○			○												
30	ブromoホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿		○			○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿		○			○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿		○			○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿		○			○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.5	14.1	13.9	200以下	40以下	14.1		○			○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿		○			○												
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.3	5.2	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	37	36	300以下	60以下	37					○												
40	蒸発残留物	mg/L	139	133	149	500以下	100以下	149		○			○												
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未滿					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	5度以下		0.5未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	2度以下		0.2未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区上井配水池系

Table with 23 columns: No, 検査項目, 単位, 平成26年度, 平成27年度, 平成28年度, 基準値, 基準値1/5, 過去3年の最大値, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月, 基本検査頻度, 実施検査頻度, その理由. Rows include items like 一般細菌, 大腸菌, カドミウム, etc., with various compliance statuses and reasons for non-compliance.

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3~No.46[mg/L 」、 「No.50~No.51[度]」、 「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

黄 省略不可9項目(月1回)
青 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
赤 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区西堅馬場配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	29	1	0	100以下		29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003		○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10以下	2以下	0.2		○																
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.11	0.15	0.8以下	0.16以下	0.15																		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○																
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○																
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○																
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○																
25	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.002	0.001	0.01以下	0.002以下	0.002		○																
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.003	0.1以下	0.02以下	0.003		○																
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○																
29	ブromozクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○																
30	ブromホルム	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.09以下	0.018以下	0.002		○																
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○																
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.2	21.2	22.0	200以下	40以下	22.0																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																		
38	塩化物イオン	mg/L	17.6	17.9	18.6	200以下	40以下	18.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	39	39	300以下	60以下	39																		
40	蒸発残留物	mg/L	162	162	166	500以下	100以下	166		○																
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.8	7.9	7.9	5.8 ~ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)
■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区上野原配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	6	0	0	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.6	2.5	10以下	2以下	2.6		○			○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.54	0.6以下	0.12	0.54			○		○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○		○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○		○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○		○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.06	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.06			○		○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01			○		○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.1	12.0	15.6	200以下	40以下	15.6			○		○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.006	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.006			○		○											
38	塩化物イオン	mg/L	10.1	10.0	50.8	200以下	40以下	50.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	45	44	300以下	60以下	45			○		○											
40	蒸発残留物	mg/L	176	162	183	500以下	100以下	183			○		○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満			○		○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○		○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○		○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○		○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.3	7.4	7.1	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5	0.5未満	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区芦谷配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	1	14	1	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001						○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.0	1.9	10以下	2.0以下	2.0		○						○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○																	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○						○															
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○															
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○						○															
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○						○															
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○						○															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○						○															
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○						○															
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○						○															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03						○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○						○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	9.5	9.8	200以下	40以下	9.8						○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○																	
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	6.7	6.5	200以下	40以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	32	33	300以下	60以下	33						○																	
40	蒸発残留物	mg/L	155	153	152	500以下	100以下	155		○						○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○																	
42	ジエオシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
47	pH値		7.2	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区春山高架水槽系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	20	2	0	100以下		20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○			○							3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.6	0.6	10以下	2以下	0.6		○			○			○									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.27	0.29	0.17	0.6以下	0.12	0.29			○		○			○									
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○			○									
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○			○									
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○		○			○									
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○			○									
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○			○									
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○			○									
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○		○			○									
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○			○									
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○			○									
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○			○									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.1	8.3	200以下	40以下	8.3					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.0	5.3	200以下	40以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	20	19	300以下	60以下	20					○										月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	127	124	137	500以下	100以下	137			○		○			○									
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
42	ジエオシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○												
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○												
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.5	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	測定月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由											
			4月	5月	6月				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿	○						○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目 注4								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.8	10以下	2以下	1.8	○						○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目 注4								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未滿	0.08未滿	0.08未滿	0.8以下	0.16以下	0.08未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
21	塩素酸	mg/L	0.06未滿	0.06未滿	0.06未滿	0.6以下	0.12以下	0.06未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
23	クロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	省略不可能項目								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.02			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.3	8.4	200以下	40以下	8.7			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿			○				○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.2	5.1	200以下	40以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	28	27	300以下	60以下	30			○				○							○		月1回	年1回	注1								
40	蒸発残留物	mg/L	134	145	144	500以下	100以下	145			○				○							○		月1回	3月1回	注2								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿			○				○							○		3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未滿			○				○							○		3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注3								
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿			○				○							○		3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注5								
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿			○				○							○		3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿			○				○							○		3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
47	pH値		7.0	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
50	色度	度	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	5度以下		0.5未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
51	濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	2度以下		0.2未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
									項目数												9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)

■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	10	1	1	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目				
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目				
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○			○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.8	6.3	5.6	10以下	2以下	6.8		○			○		○										3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.004	0.007	0.002	0.01以下	0.002以下	0.007		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.3	10.7	11.5	200以下	40以下	11.5					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	7.1	7.2	200以下	40以下	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回(特定の条件により省略可能)	月1回	注2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	61	60	60	300以下	60以下	61		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	208	205	224	500以下	100以下	224		○			○												3月1回(特定の条件により省略可能)	月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注3
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注5
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8～8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.6	0.5未満	5度以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2	0.2未満	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第

隼人地区妙見配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由											
			2	10	2	100以下	10	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
1	一般細菌	/mL	2	10	2	100以下	10	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと	検出しない	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10以下	2.0以下	1.8		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.09	0.18	0.6以下	0.12以下	0.18		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.3	8.5	200以下	40以下	8.5		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.3	5.2	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	29	27	300以下	60以下	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注1											
40	蒸発残留物	mg/L	143	137	150	500以下	100以下	150	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注2											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注3											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注5											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満		○			○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
47	pH値		7.1	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6	7.2	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下	0.5以下	0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下	0.2以下	0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
									項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)
■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わることが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○										○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.7	10以下	2以下	1.8		○										○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																							
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																							
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																							
15	1,4-ジオキシサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																							
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.10	0.07	0.6以下	0.12以下	0.11			○										○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○										○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○										○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○										○										
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○										○										
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○										○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○										○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○										○										
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○										○										
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○										○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○										○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○										○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○										○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○										○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○										○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.3	8.6	200以下	40以下	8.6			○										○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○										○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.2	5.1	200以下	40以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	28	27	300以下	60以下	29			○										○										
40	蒸発残留物	mg/L	146	141	142	500以下	100以下	146			○										○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○										○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満			○										○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○										○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○										○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○										○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
47	pH値		7.2	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
										項目数										9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)
■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	3	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満															
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満															
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.8	10以下	2以下	1.8		○						○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満															
15	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満															
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○													
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○													
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○													
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○													
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.2	8.5	200以下	40以下	8.8			○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満															
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.2	5.2	200以下	40以下	5.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	28	27	300以下	60以下	30															
40	蒸発残留物	mg/L	144	146	149	500以下	100以下	149			○												
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満															
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.3	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
項目数										9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10以下	2以下	1.9		○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.10	0.11	0.6以下	0.12	0.11		○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○				○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.3	8.5	200以下	40以下	8.5		○				○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○				○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.3	5.2	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	29	28	300以下	60以下	29					○												
40	蒸発残留物	mg/L	147	145	164	500以下	100以下	164		○				○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
										項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わらおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	3	8	0	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○											○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.6	2.4	10以下	2以下	2.7		○											○										
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																							
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○				○																	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○																	
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○																	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○																	
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○																	
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○																	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○																	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○																	
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○																	
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○																	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○																	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.3	8.9	9.4	200以下	40以下	9.4						○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○																	
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.1	6.9	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	35	36	300以下	60以下	36						○								年1回	注1								
40	蒸発残留物	mg/L	142	142	140	500以下	100以下	142		○				○								3月1回	注2								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満						○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8～8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
									項目数										9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

● 省略不可9項目(月1回)

● 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

● 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	5	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満													3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																							
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○											3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.5	2.4	10以下	2以下	2.6		○																					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																							
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																							
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満													3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																							
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○																					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○																					
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○																					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○																					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																					
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○																					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○																					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○																					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○																					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○																					
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○																					
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01		○																					
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.1	8.9	9.4	200以下	40以下	9.4		○																					
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○																					
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.1	6.9	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	35	36	300以下	60以下	36		○													年1回 注1								
40	蒸発残留物	mg/L	141	142	142	500以下	100以下	142		○													3月1回 注2								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○													年1回 注1								
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下															3月1回(特定の条件により省略可能)								
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満															年1回 注3								
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満															年1回 注5								
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満		○													年1回 注1								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8～8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
										項目数										9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3～No.46[mg/L 」、 「No.50～No.51[度」、 「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区中崎配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	12	0	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目注4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.2	10以下	2以下	0.2		○			○													
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○													
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.09	0.13	0.6以下	0.12	0.13		○			○													
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○													
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○													
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○													
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○													
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.04	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.04					○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.9	8.1	200以下	40以下	8.1					○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.050	0.043	0.034	0.05以下	0.01以下	0.050		○			○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.8	8.0	200以下	40以下	8.0		○		○		○												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	81	79	78	300以下	60以下	81				○		○												
40	蒸発残留物	mg/L	155	155	145	500以下	100以下	155				○		○												
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○													
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○													
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値		7.7	7.9	7.9	5.8 ~ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	度	2.4	2.5	1.7	5度以下		2.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	度	0.4	0.2未満	0.3	2度以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
									項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区亀割配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由																							
1	一般細菌	/mL			2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
2	大腸菌				検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
3	カドミウム及びその化合物	mg/L			0.0003未滿	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
4	水銀及びその化合物	mg/L			0.00005未滿	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
5	セレン及びその化合物	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
6	鉛及びその化合物	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
7	ヒ素及びその化合物	mg/L			0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
8	六価クロム化合物	mg/L			0.005未滿	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.004未滿	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目 注4																					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L			1.5	10 以下	2 以下	1.5			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
12	フッ素及びその化合物	mg/L			0.13	0.8 以下	0.16 以下	0.13			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
13	ホウ素及びその化合物	mg/L			0.1未滿	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
14	四塩化炭素	mg/L			0.0002未滿	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
15	1,4-ジオキサン	mg/L			0.005未滿	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
16	<small>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</small>	mg/L			0.004未滿	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
17	ジクロロメタン	mg/L			0.002未滿	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
18	テトラクロロエチレン	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
19	トリクロロエチレン	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
20	ベンゼン	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
21	塩素酸	mg/L			0.07	0.6 以下	0.12	0.07			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
22	クロロ酢酸	mg/L			0.002未滿	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
23	クロロホルム	mg/L			0.001未滿	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
24	ジクロロ酢酸	mg/L			0.003未滿	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L			0.001未滿	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
26	臭素酸	mg/L			0.001未滿	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
27	総トリハロメタン	mg/L			0.001未滿	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	省略不可能項目																					
28	トリクロロ酢酸	mg/L			0.003未滿	0.03 以下	0.006 以下	0.003 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L			0.001未滿	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
30	ブromoホルム	mg/L			0.001未滿	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
31	ホルムアルデヒド	mg/L			0.008未滿	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L			0.01未滿	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L			0.02未滿	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
34	鉄及びその化合物	mg/L			0.03未滿	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
35	銅及びその化合物	mg/L			0.01未滿	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L			14.1	200 以下	40 以下	14.1			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
37	マンガン及びその化合物	mg/L			0.001未滿	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
38	塩化物イオン	mg/L			7.0	200 以下	40 以下	7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L			42	300 以下	60 以下	42			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
40	蒸発残留物	mg/L			151	500 以下	100 以下	151			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2																					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L			0.02未滿	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注1																					
42	ジェオスミン	mg/L			0.00001未滿	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注3																					
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L			0.000001未滿	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未滿			○		○			○							3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注5																					
44	非イオン界面活性剤	mg/L			0.005未滿	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未滿			○		○			○							3月1回	3月1回	注1																					
45	フェノール類	mg/L			0.0005未滿	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未滿			○		○			○							3月1回	3月1回	注1																					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L			0.3未滿	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
47	pH値				7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
48	味				異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
49	臭気				異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
50	色度	度			0.5未滿	5度 以下		0.5 未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
51	濁度	度			0.2未滿	2度 以下		0.2 未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目																					
項目数																								9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9					

各検査項目の単位は、「No.1〔/mL〕」、「No.3~No.46〔mg/L〕」、「No.50~No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47~No.49〔単位なし〕」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

*平成28年4月より水質検査開始(平成25年度~平成27年度の水質検査データなし)

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○																
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.003	0.01以下	0.002以下	0.004			○																			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.0	10以下	2以下	1.1			○																			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○																
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○																
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○																
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○																
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○																			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○																			
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○																			
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○																			
25	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○																			
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○																			
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○																			
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○																			
29	ブromोजクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○																			
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○																			
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○																			
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○																			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○																			
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○																			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○																			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.8	8.7	200以下	40	8.8			○																			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○																			
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.8	4.5	200以下	40	4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	28	25	300以下	60	28			○																			
40	蒸発残留物	mg/L	146	146	144	500以下	100	146			○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04	0.02未満			○																			
42	ジエオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000001未満			○																			
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○																			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○																			
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
47	pH値		7.3	7.5	7.4	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数									9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	

* 平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
* 平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

● 省略不可9項目(月1回)
■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが多いため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	14	0	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.2	10以下	2以下	1.2		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
16	<small>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</small>	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
29	プロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
30	プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.7	7.8	8.0	200以下	40以下	8					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	4.9	4.9	200以下	40以下	5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	28	300以下	60以下	28					○								月1回	年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	128	128	138	500以下	100以下	138		○			○							○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3~No.46[mg/L 」、 「No.50~No.51[度]」、 「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わることが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																							
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.1	6.2	6.7	10以下	2以下	6.7		○						○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																							
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																							
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																							
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																							
16	システ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																							
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																							
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																							
21	塩素酸	mg/L	0.13	0.23	0.06未満	0.6以下	0.12	0.23		○						○															
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○															
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満								○															
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満								○															
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満								○															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満								○															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○						○															
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満								○															
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○						○															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02																							
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																							
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																							
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																							
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.2	9.4	9.6	200以下	40以下	9.6																							
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																							
38	塩化物イオン	mg/L	8.5	9.7	9.6	200以下	40以下	9.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	43	50	55	300以下	60以下	55																							
40	蒸発残留物	mg/L	171	178	200	500以下	100以下	200		○						○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																							
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満																							
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																							
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																							
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		6.9	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5未満	1.3	0.6	5度以下		1.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区正牟田配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目							
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.8	0.9	10以下	2以下	0.9		○						○										3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
21	塩素酸	mg/L	0.23	0.18	0.20	0.6以下	0.12以下	0.23			○										○					3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.01	1.0以下	0.2以下	0.03			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	6.9	7.3	200以下	40以下	7.3			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○											○				3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.0	200以下	40以下	5.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	30	31	300以下	60以下	31																		月1回	月1回	省略不可能項目						
40	蒸発残留物	mg/L	105	97	102	500以下	100以下	105			○											○				月1回	月1回	省略不可能項目						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注3						
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注5						
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																		3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
47	pH値		7.0	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5	5度以下		0.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.3	2度以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目						
										項目数													9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区馬渡配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未済	0.0003未済	0.0003未済	0.003以下	0.0006以下	0.0003未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未済	0.00005未済	0.00005未済	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.05以下	0.01以下	0.005未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未済	0.004未済	0.004未済	0.04以下	0.008以下	0.004未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済		○						○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.3	1.2	10以下	2以下	1.3		○						○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未済	0.08未済	0.08未済	0.8以下	0.16以下	0.08未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未済	0.1未済	0.1未済	1.0以下	0.2以下	0.1未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未済	0.0002未済	0.0002未済	0.002以下	0.0004以下	0.0002未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.05以下	0.01以下	0.005未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未済	0.004未済	0.004未済	0.04以下	0.008以下	0.004未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未済	0.002未済	0.002未済	0.02以下	0.004以下	0.002未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未済	0.10	0.17	0.6以下	0.12以下	0.17			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.003	0.002未済	0.002未済	0.02以下	0.004以下	0.003			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.06以下	0.012以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未済	0.003未済	0.003未済	0.03以下	0.006以下	0.004未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.1以下	0.02以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.1以下	0.02以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未済	0.003未済	0.003未済	0.03以下	0.006以下	0.02未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.03以下	0.006以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	プロモホルム	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.09以下	0.018以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未済	0.008未済	0.008未済	0.08以下	0.016以下	0.008未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未済	0.01未済	0.01未済	1.0以下	0.2以下	0.01未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未済	0.02未済	0.02未済	0.2以下	0.04以下	0.02未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未済	0.03未済	0.03未済	0.3以下	0.06以下	0.03未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未済	0.01未済	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.0	7.9	200以下	40以下	8.6			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.05以下	0.01以下	0.001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	5.7	6.2	200以下	40以下	6.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	25	24	300以下	60以下	26			○					○							月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	125	120	130	500以下	100以下	130			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未済	0.02未済	0.02未済	0.2以下	0.04以下	0.02未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジオクサン	mg/L	0.000001未済	0.000001未済	0.000001未済	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未済	0.000001未済	0.000001未済	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.02以下	0.004以下	0.005未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未済	0.0005未済	0.0005未済	0.005以下	0.001以下	0.0005未済			○					○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未済	0.3未済	0.3未済	3.0以下	0.6以下	0.3未済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未済	0.5未済	0.5未済	5度以下		0.5未済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未済	0.2未済	0.2未済	2度以下		0.2未済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由								
1	一般細菌	/mL	0	0	5	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.5	2.4	10以下	2以下	2.5		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未滿	0.08未滿	0.08未滿	0.8以下	0.16以下	0.08未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.16	0.19	0.6以下	0.12以下	0.19			○			○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
23	クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.002	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.002		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	8.1	8.8	200以下	40以下	8.8						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
38	塩化物イオン	mg/L	6.3	6.5	5.7	200以下	40以下	6.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	29	32	300以下	60以下	32						○										月1回	年1回	注1					
40	蒸発残留物	mg/L	142	135	159	500以下	100以下	159		○				○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
42	ジエオキシン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3					
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5					
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
50	色度	度	3.1	0.5未滿	0.7	5度以下		3.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
51	濁度	度	0.3	0.2未滿	0.2未滿	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目					
										項目数									9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3~No.46[mg/L 」、 「No.50~No.51[度]」、 「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)
 ■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 ■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		0	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未済	0.0003未済	0.0003未済	0.003以下	0.0006以下	0.0003未済						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未済	0.00005未済	0.00005未済	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未済						○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.002	0.01以下	0.002以下	0.003		○						○			○					3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.05以下	0.01以下	0.005未済						○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未済	0.004未済	0.004未済	0.04以下	0.008以下	0.004未済						○													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済		○						○				○				3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.4	1.8	1.8	10以下	2以下	1.8		○						○				○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未済	0.08未済	0.08未済	0.8以下	0.16以下	0.08未済						○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未済	0.1未済	0.1未済	1.0以下	0.2以下	0.1未済						○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未済	0.0002未済	0.0002未済	0.002以下	0.0004以下	0.0002未済						○													
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.05以下	0.01以下	0.005未済						○													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未済	0.004未済	0.004未済	0.04以下	0.008以下	0.004未済						○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未済	0.002未済	0.002未済	0.02以下	0.004以下	0.002未済						○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済						○													
21	塩素酸	mg/L	0.06未済	0.06未済	0.06未済	0.6以下	0.12以下	0.06未済			○					○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未済	0.002未済	0.002未済	0.02以下	0.004以下	0.002未済			○					○											
23	クロホルム	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.06以下	0.012以下	0.001未済			○					○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未済	0.003未済	0.003未済	0.03以下	0.006以下	0.004未済			○					○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.1以下	0.02以下	0.001未済			○					○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.01以下	0.002以下	0.001未済			○					○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.1以下	0.02以下	0.001未済			○					○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未済	0.003未済	0.003未済	0.03以下	0.006以下	0.02未済			○					○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.03以下	0.006以下	0.001未済			○					○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未済	0.001未済	0.001未済	0.09以下	0.018以下	0.001未済			○					○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未済	0.008未済	0.008未済	0.08以下	0.016以下	0.008未済			○					○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.04	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04						○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未済	0.02未済	0.02未済	0.2以下	0.04以下	0.02未済						○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.05	0.12	0.03	0.3以下	0.06以下	0.12						○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未済	0.01未済	0.01未済	1.0以下	0.2以下	0.01未済						○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.8	8.6	200以下	40以下	8.8						○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.001	0.05以下	0.01以下	0.002						○													
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.2	5.3	200以下	40以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	35	34	300以下	60以下	35						○													
40	蒸発残留物	mg/L	138	140	142	500以下	100以下	142			○					○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未済	0.02未済	0.02未済	0.2以下	0.04以下	0.02未済						○													
42	ジエオスミン	mg/L	0.000001未済	0.000001未済	0.000001未済	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未済						○													
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未済	0.000001未済	0.000001未済	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未済						○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未済	0.005未済	0.005未済	0.02以下	0.004以下	0.005未済						○													
45	フェノール類	mg/L	0.0005未済	0.0005未済	0.0005未済	0.005以下	0.001以下	0.0005未済						○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未済	0.3未済	0.3未済	3.0以下	0.6以下	0.3未済		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
47	pH値		7.3	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	1.1	2.5	2.5	5度以下		2.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.8	1.0	1.1	2度以下		1.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
 *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿						○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿						○									
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○				○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	0.1	10以下	2以下	0.2		○				○									注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未滿	0.08未滿	0.08未滿	0.8以下	0.16以下	0.08未滿						○									
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿						○									
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿						○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○									
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿						○									
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
21	塩素酸	mg/L	0.06未滿	0.06未滿	0.06未滿	0.6以下	0.12以下	0.06未滿		○				○									
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○				○									
23	クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.002未滿	0.003未滿	0.06以下	0.012以下	0.003未滿		○				○									
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿		○				○									
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○				○									
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○				○									
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.1以下	0.02以下	0.003未滿		○				○									
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿		○				○									
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿		○				○									
30	ブromホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿		○				○									
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○				○									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿		○				○									
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿		○				○									
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿		○				○									
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿		○				○									
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.9	3.9	3.9	200以下	40以下	3.9		○				○									
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿		○				○									
38	塩化物イオン	mg/L	3.7	3.4	3.4	200以下	40以下	3.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	15	17	16	300以下	60以下	17		○				○									
40	蒸発残留物	mg/L	66	67	67	500以下	100以下	67		○				○									
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿		○				○									
42	ジェオシン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000002以下	0.000001未滿		○				○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿		○				○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿		○				○									
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿		○				○									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.3	7.4	7.4	5.8～8.6		7.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	5度以下		0.5未滿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	2度以下		0.2未滿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- * 平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- * 平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由										
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目										
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1								
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1							
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.7	0.6	10以下	2以下	0.7		○			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
30	プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.1	7.0	7.1	200以下	40以下	7.1			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	5.0	4.9	200以下	40以下	5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	45	44	300以下	60以下	45			○		○			○									月1回	月1回	省略不可能項目						
40	蒸発残留物	mg/L	139	134	142	500以下	100以下	142			○		○			○									月1回	月1回	省略不可能項目						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
47	pH値		7.5	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
										項目数											9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3~No.46[mg/L 」、 「No.50~No.51[度]」、 「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区寺原配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由													
1	一般細菌	/mL	66	53	9	100以下		66	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目											
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.2	1.0	10以下	2以下	1.2		○				○					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.07	0.14	0.6以下	0.12	0.07			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.001	0.1以下	0.02以下	0.001			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001	0.001	0.09以下	0.018以下	0.001			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.6	8.1	200以下	40以下	8.6			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.6	5.2	200以下	40以下	5.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	75	81	69	300以下	60以下	81		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
40	蒸発残留物	mg/L	181	171	171	500以下	100以下	181		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1					
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5						
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
47	pH値		7.5	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満																																	

牧園地区麓配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.7	10以下	2以下	0.7		○						○									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○												
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○			○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○			○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○			○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	8.5	8.5	200以下	40以下	9.0		○			○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○			○												
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.6	4.5	200以下	40以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	35	31	300以下	60以下	38					○										年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	154	150	144	500以下	100以下	154		○			○										3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○										年1回	注3	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○										年1回	注5	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										年1回	注1	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										年1回	注1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区万膳配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由										
1	一般細菌	/mL	1	0	4	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○								
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○																			
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○																			
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																									
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																			
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○																			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○			○														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.7	0.7	10以下	2以下	0.7		○						○		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○																			
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○																			
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																									
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○																			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																									
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																									
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																			
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○																			
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																									
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○										○													
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○																							
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○																							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○																							
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																							
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○																							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○																							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○																							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○																							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○																							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02						○																			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																									
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○																			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○																			
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.5	4.5	4.6	200以下	40以下	4.6						○																			
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○																			
38	塩化物イオン	mg/L	3.8	3.8	3.8	200以下	40以下	3.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	32	31	300以下	60以下	32						○																			
40	蒸発残留物	mg/L	73	77	98	500以下	100以下	98						○																			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																									
42	ジェオスマン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満						○																			
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																									
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○																			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
47	pH値		7.5	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.4	2度以下		0.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
									項目数											9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区大霧配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満		○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○														3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10以下	2以下	0.3		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○															
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○															
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○															
25	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○															
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○															
29	ブromोजクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○															
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.02	0.01	1.0以下	0.2以下	0.04																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.04	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.04																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	3.9	4.1	200以下	40以下	4.1																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001																	
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.7	4.7	200以下	40以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	25	26	300以下	60以下	26																	
40	蒸発残留物	mg/L	67	63	65	500以下	100以下	67																	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永水配水池系

1	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
			2	2	0			100以下	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
1	一般細菌	/mL	2	2	0	100以下	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0003以下	0.0003未滿						○									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿						○				3月1回					
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○					年1回	注1			
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○				○			○	3月1回	3月1回	省略不可能項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.6	1.5	10以下	2以下	1.6		○				○			○			注4			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未滿	0.08未滿	0.08未滿	0.8以下	0.16以下	0.08未滿						○									
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿						○									
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿						○				3月1回					
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿						○					年1回	注1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿						○									
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿						○									
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿						○									
21	塩素酸	mg/L	0.06未滿	0.06未滿	0.08	0.6以下	0.12以下	0.08			○			○			○						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿			○			○			○						
23	クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿			○			○			○						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿			○			○			○						
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿			○			○			○						
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿			○			○			○						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿			○			○			○						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿			○			○			○						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿			○			○			○						
30	ブromoホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿			○			○			○						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿			○			○			○						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿			○			○			○	3月1回					
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿			○			○			○						
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿			○			○			○		年1回	注1			
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿			○			○			○						
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.3	8.5	200以下	40以下	8.5			○			○			○						
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿			○			○			○						
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.6	200以下	40以下	4.6		○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	26	24	300以下	60以下	26			○			○			○		年1回	注1			
40	蒸発残留物	mg/L	132	136	142	500以下	100以下	142			○			○			○		3月1回	注2			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿			○			○			○		年1回	注1			
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001以下	0.000002未滿			○			○			○		年1回	注3			
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿			○			○			○		年1回	注5			
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿			○			○			○		年1回	注1			
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿			○			○			○		年1回	注1			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿		○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8～8.6	7.2			○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	5度以下	0.5未滿			○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	2度以下	0.2未滿			○	○	○	○	○	○	○	○						
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3～No.46[mg/L 」、 「No.50～No.51[度]」、 「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
 *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

■ 省略不可9項目(月1回)
■ 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
■ 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
		9	1	0	100以下	9	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 一般細菌	/mL	9	1	0	100以下	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0003未満												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.4	1.4	10以下	2以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
25 ジブromokロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.03	0.03	1.0以下	0.2以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	7.8	7.9	200以下	40以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
38 塩化物イオン	mg/L	4.7	4.8	5.4	200以下	40以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	29	28	300以下	60以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注1	
40 蒸発残留物	mg/L	124	127	126	500以下	100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注1	
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注3	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注5	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注1	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年1回	注1	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47 pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下	0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下	0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
							項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
1 一般細菌	/mL	7	0	0	100以下		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○							○						○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.4	10以下	2以下	0.6		○	○												2	3月1回	3月1回	注2
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.17	0.21	0.8以下	0.16以下	0.16		○	○												○	3月1回	3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.4	0.4	1.0以下	0.2以下	0.5		○	○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○							○					○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○								○				○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.001未満	0.001未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.2	13.9	13.1	200以下	40以下	14.2			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	19.5	18.0	16.1	200以下	40以下	19.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	164	164	161	300以下	60以下	164			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	323	311	316	500以下	100以下	323			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
47 pH値		7.7	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	1.3	5度以下		1.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.3	2度以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれ極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区上部配水池系

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
		0	2	0				100以下	2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月				2月
1 一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○						○					
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.4	10以下	2以下	0.6		○			○						2					
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.17	0.21	0.8以下	0.16以下	0.16		○			○						○					
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.4	0.4	1.0以下	0.2以下	0.5		○			○						○					
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○			○						○					
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○						○					
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○						○					
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○			○						○					
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○						○					
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○						○					
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○						○					
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○						○					
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○						○					
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○						○					
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○						○					
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01					○											
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.0	13.9	13.3	200以下	40以下	13.9					○											
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38 塩化物イオン	mg/L	19.3	18.1	16.2	200以下	40以下	19.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	162	165	163	300以下	60以下	165		○			○						○					
40 蒸発残留物	mg/L	329	316	321	500以下	100以下	329		○			○						○					
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○											
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47 pH値		7.7	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区中部配水池系

No.	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由											
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
1	一般細菌	/mL	0	12	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目									
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満															3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満																	月1回	月1回								
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満																	月1回	月1回								
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満																	月1回	月1回								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○					○					○				3月1回	3月1回	省略不可能項目								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.4	10 以下	2 以下	0.6		○					○					○	2	○		3月1回	3月1回	注4								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.14	0.19	0.8 以下	0.16 以下	0.19		○					○					○	○	○		3月1回	3月1回	注2								
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.3	0.04	1 以下	0.2 以下	0.4		○					○					○	○	○		3月1回	3月1回	注2								
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満																3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1								
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満																	月1回	月1回								
16	<small>システ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</small>	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満																	月1回	月1回								
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満																	月1回	月1回								
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満																	月1回	月1回								
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満			○					○									月1回	月1回								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満			○					○									月1回	月1回								
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満			○					○									月1回	月1回								
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満			○					○									月1回	月1回								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満			○					○									月1回	月1回								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満			○					○									月1回	月1回								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満								○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1								
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満								○									月1回	月1回								
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満								○									月1回	月1回								
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03 未満								○									月1回	月1回								
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.1	12.1	11.9	200 以下	40 以下	13.1							○										月1回	月1回								
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満								○									月1回	月1回								
38	塩化物イオン	mg/L	18.4	14.7	13.2	200 以下	40 以下	18.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	162	140	161	300 以下	60 以下	162			○					○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	3月1回	注2								
40	蒸発残留物	mg/L	320	281	322	500 以下	100 以下	322			○					○									月1回	月1回								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満								○								3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1								
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002 以下	0.000001 未満								○									年1回	注3								
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002 以下	0.000001 未満								○									年1回	注5								
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満								○									年1回	注1								
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満								○									年1回	注1								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回								
47	pH値		7.7	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目							
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回								
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回								
									項目数												9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区下部配水池系

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由						
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.7	0.8	10以下	2以下	0.8																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.09	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.09																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキシサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
25 ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
29 プロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
30 プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.03	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.03		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	9.7	7.8	200以下	40以下	9.7		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
38 塩化物イオン	mg/L	5.7	6.2	7.0	200以下	40以下	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	67	45	300以下	60以下	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1		
40 蒸発残留物	mg/L	141	178	139	500以下	100以下	178	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注2		
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注3	
42 ジェオミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注5	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満		○		○		○		○		○		○		○		○		3月1回 (特定の 条件に より省略可 能)	年1回	注1	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
47 pH値		6.9	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
		項目数											9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
 *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査頻度												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 一般細菌	/mL	2	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満															
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満															
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満															
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満															
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○				○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.1	10以下	2以下	0.2	○				○			○							
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満															
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1	1.0以下	0.2以下	0.1															
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満															
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満															
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満															
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満															
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満															
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.08	0.6以下	0.12	0.08		○				○			○						
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○			○						
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○			○						
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○			○						
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○			○						
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○			○						
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○			○						
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○			○						
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○			○						
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○			○						
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○			○						
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○			○						
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○			○						
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○				○			○						
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○			○						
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	10.3	14.8	200以下	40以下	14.8		○				○			○						
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001	0.05以下	0.01以下	0.001		○				○			○						
38 塩化物イオン	mg/L	6.3	6.1	25.2	200以下	40以下	25.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	86	93	160	300以下	60以下	160		○				○			○						
40 蒸発残留物	mg/L	187	183	321	500以下	100以下	321		○				○			○						
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満															
42 ジェオスマン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満															
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満															
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満															
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満															
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47 pH値		6.2	6.6	6.5	5.8 ~ 8.6		6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
							項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1 一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○									3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10以下	2以下	0.4		○			○			○						3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.15	0.16	0.8以下	0.16以下	0.16		○			○			○						3月1回	3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.7	0.6	1以下	0.2以下	0.7		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
21 塩素酸	mg/L	0.09	0.30	0.18	0.6以下	0.12	0.30		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
23 クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.002	0.002	0.06以下	0.012以下	0.002		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.006	0.03以下	0.006以下	0.006		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.003	0.007	0.1以下	0.02以下	0.007		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
26 臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○			○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.008	0.014	0.1以下	0.02以下	0.014		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.007	0.03以下	0.006以下	0.02		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001	0.004	0.03以下	0.006以下	0.004		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30 ブロモホルム	mg/L	0.003	0.002	0.002	0.09以下	0.018以下	0.003		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.04	0.06	0.04	0.3以下	0.06以下	0.04		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	22.0	25.3	24	200以下	40以下	25.3					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	58.4	51.1	47.7	200以下	40以下	58.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	281	295	272	300以下	60以下	295		○			○			○						月1回	月1回	省略不可能項目
40 蒸発残留物	mg/L	558	587	536	500以下	100以下	587		○			○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスマン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000002以下	0.000001未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿					○			○						3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値		7.5	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5未滿	2.3	0.5未滿	5度以下		2.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.2未滿	0.5	0.2未滿	2度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3~No.46[mg/L]」,「No.50~No.51[度]」,「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
 *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永池配水池系

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1 一般細菌	/mL	0	0	18	100以下		18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿					○											
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○											
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○											
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.3	0.3	10以下	2以下	0.4		○			○								3月1回	3月1回	注4	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.1	0.13	0.8以下	0.16以下	0.14		○			○									3月1回	注2	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.5	0.5	1以下	0.2以下	0.8		○			○											
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○											
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○											
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿					○											
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
20 ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○											
21 塩素酸	mg/L	0.06未滿	0.11	0.06未滿	0.6以下	0.12	0.11		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○			○											
23 クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿		○			○											
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿		○			○											
25 ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○			○											
26 臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002		○			○								3月1回	3月1回	省略不可能項目	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.002		○			○											
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿		○			○											
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿		○			○											
30 ブロモホルム	mg/L	0.002	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.002		○			○											
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○			○											
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○											
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿					○											
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿					○											
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	22.3	20.3	21.3	200以下	40以下	22.3					○											
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.05以下	0.01以下	0.001未滿					○											
38 塩化物イオン	mg/L	60.9	33.2	38.7	200以下	40以下	60.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	279	203	235	300以下	60以下	279		○			○									3月1回	注2	
40 蒸発残留物	mg/L	560	408	461	500以下	100以下	560		○			○											
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000002以下	0.000001未滿					○									年1回	注3	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿					○									年1回	注5	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿					○									年1回	注1	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿					○									年1回		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47 pH値		7.4	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50 色度	度	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	5度以下		0.5未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51 濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	2度以下		0.2未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○								3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.4	10以下	2以下	0.6		○				○										
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.16	0.21	0.8以下	0.16以下	0.21		○				○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.4	0.4	1.0以下	0.2以下	0.5		○				○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○				○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満		○				○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○										
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○				○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○										
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○				○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○				○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	13.5	12.9	200以下	40以下	13.5		○				○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○				○										
38	塩化物イオン	mg/L	19.8	18.1	16.8	200以下	40以下	19.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	153	152	156	300以下	60以下	156		○				○										
40	蒸発残留物	mg/L	309	298	309	500以下	100以下	309		○				○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○										
42	ジエオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満						○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.3	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
										項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL 」、 「No.3~No.46[mg/L 」、 「No.50~No.51[度]」、 「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

● 省略不可9項目(月1回)
● 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
● 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査頻度												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
		1	4	1	100以下	4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1 一般細菌	/mL				100以下		4													月1回	月1回	省略不可能項目		
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない																	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10以下	2以下	0.4																	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.12	0.16	0.8以下	0.16以下	0.16																	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.7	0.4	1.0以下	0.2以下	0.8																	
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.07	0.07	0.6以下	0.12	0.07																	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満																	
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満																	
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満																	
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.002																	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満																	
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満																	
30 ブロモホルム	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.002																	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満																	
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	22.2	24.8	25.4	200以下	40以下	25.4																	
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																	
38 塩化物イオン	mg/L	60.3	49.4	47.0	200以下	40以下	60.3																	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	282	287	273	300以下	60以下	287																	
40 蒸発残留物	mg/L	560	548	520	500以下	100以下	560																	
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	
42 ジェオシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満																	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満																	
47 pH値		7.7	7.6	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7																	
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし																	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし																	
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5	5度以下		0.5																	
51 濁度	度	0.2未満	0.2	0.4	2度以下		0.4																	
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧之原第1配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	23	0	0	100以下		23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.004	0.004	0.01以下	0.002以下	0.004未満						○									
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○					○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.6	2.2	10以下	2.0以下	2.6			○					○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○					○							
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○					○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○					○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○					○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○					○							
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○					○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○					○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○					○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○					○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○					○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○					○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.02	0.06	1.0以下	0.2以下	0.06						○									
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○					○							
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									
35	銅及びその化合物	mg/L	0.04	0.09	0.12	1.0以下	0.2以下	0.12						○									
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	9.7	10.1	200以下	40以下	10.1			○					○							
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									
38	塩化物イオン	mg/L	8.2	8.2	7.8	200以下	40以下	8.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	36	37	300以下	60以下	37						○									
40	蒸発残留物	mg/L	163	164	151	500以下	100以下	164			○					○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									
42	ジエオシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値		6.7	6.9	7.0	5.8~8.6		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

63

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わっておそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	10	0	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.002	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.2	2.3	10以下	2以下	2.3		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.09	0.07	0.6以下	0.12	0.09			○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○														
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○														
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○														
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○														
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○														
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.05	0.02	1.0以下	0.2以下	0.05																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.03	0.03	1.0以下	0.2以下	0.03																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	38.3	42.9	40.0	200以下	40以下	42.9			○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																	
38	塩化物イオン	mg/L	82.6	66.9	67.3	200以下	40以下	82.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	81	80	71	300以下	60以下	81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
40	蒸発残留物	mg/L	273	267	259	500以下	100以下	273			○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満															3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		6.8	6.9	7.0	5.8 ~ 8.6		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	48	0	0	100以下		48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満									○							3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	3.1	3.0	10以下	2以下	3.1						○													
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○													
15	1, 4-ジオキサソ	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○													
16	シズノ-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満									○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満						○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満						○													
25	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満						○													
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満						○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満						○													
29	ブromozクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満						○													
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満						○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満						○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.05	0.07	1.0以下	0.2以下	0.07						○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02						○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	12.9	13.2	200以下	40以下	13.2						○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○													
38	塩化物イオン	mg/L	10.9	10.4	10.2	200以下	40以下	10.9						○										月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	54	54	54	300以下	60以下	54						○										年1回	年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	187	199	193	500以下	100以下	199						○										3月1回	3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○													
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											年1回	年1回	注5
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満						○													
47	pH値		7.1	7.2	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3						○													
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし						○													
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし						○													
50	色度	度	0.5未満	0.7	0.5未満	5度以下		0.7						○													
51	濁度	度	0.2未満	0.8	0.2未満	2度以下		0.8						○													

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	34	4	0	100以下		34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.4	1.3	10以下	2.0以下	1.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.09			○		○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満					○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○										
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満		○			○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○										
30	プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.3	9.4	9.5	200以下	40以下	9.5					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	6.6	6.3	200以下	40以下	6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	32	32	300以下	60以下	32					○										
40	蒸発残留物	mg/L	151	156	156	500以下	100以下	156	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.2	7.2	5.8~8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9		

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
 *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧野配水池系

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	53	0	0	100以下		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.003以下	0.0006以下	0.0003未滿						○								3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未滿	0.00005未滿	0.00005未滿	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未滿					○											注1	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.004	0.01以下	0.002以下	0.004		○			○						○			3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	3月1回	注2	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○										年1回	注1	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.2	1.1	10以下	2以下	1.5		○			○						○						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未滿	0.08未滿	0.08未滿	0.8以下	0.16以下	0.08未滿					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	1.0以下	0.2以下	0.1未滿					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未滿	0.0002未滿	0.0002未滿	0.002以下	0.0004以下	0.0002未滿					○										3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.05以下	0.01以下	0.005未滿					○										年1回	注1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未滿	0.004未滿	0.004未滿	0.04以下	0.008以下	0.004未滿					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿					○												
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.11	0.16	0.6以下	0.12	0.16		○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未滿	0.002未滿	0.002未滿	0.02以下	0.004以下	0.002未滿		○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.06以下	0.012以下	0.001未滿		○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.004未滿		○			○												
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.01以下	0.002以下	0.001未滿		○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.1以下	0.02以下	0.001未滿		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目	
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未滿	0.003未滿	0.003未滿	0.03以下	0.006以下	0.02未滿		○			○												
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.03以下	0.006以下	0.001未滿		○			○												
30	ブromホルム	mg/L	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.09以下	0.018以下	0.001未滿		○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未滿	0.008未滿	0.008未滿	0.08以下	0.016以下	0.008未滿		○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03					○										3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○										年1回	注1	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未滿	0.03未滿	0.03未滿	0.3以下	0.06以下	0.03未滿					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未滿	0.01未滿	0.01未滿	1.0以下	0.2以下	0.01未滿					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.7	12.7	13.5	200以下	40以下	13.5					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.006	0.05以下	0.01以下	0.006		○			○									3月1回	注2		
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.2	7.1	200以下	40以下	7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	31	30	300以下	60以下	31					○										年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	154	156	167	500以下	100以下	167			○		○									3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.2以下	0.04以下	0.02未滿					○										年1回	注1	
42	ジェオシン	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000002以下	0.000001未滿					○										年1回	注3	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未滿	0.000001未滿	0.000001未滿	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未滿					○										年1回	注5	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.02以下	0.004以下	0.005未滿					○										年1回	注1	
45	フェノール類	mg/L	0.0005未滿	0.0005未滿	0.0005未滿	0.005以下	0.001以下	0.0005未滿					○										年1回	注1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未滿	0.3未滿	0.3未滿	3.0以下	0.6以下	0.3未滿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.4	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未滿	0.6	0.5	5度以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未滿	0.2未滿	0.2	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれ極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	65	0	0	100以下		65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.001未満	0.002未満	0.01以下	0.002以下	0.002未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.3	2.3	2.2	10以下	2以下	2.3		○						○									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06未満	0.07	0.6以下	0.12	0.07			○						○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.003	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.003			○							○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○							○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満			○							○							
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○							○							
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○							○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○							○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○							○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○							○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○							○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○							○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○							○							
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○							○							
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○							○							
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.01	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03未満			○							○							
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.5	6.7	6.7	200以下	40以下	6.7			○							○							
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○							○							
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.4	4.7	200以下	40以下	4.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	22	21	20	300以下	60以下	22			○							○							
40	蒸発残留物	mg/L	116	112	111	500以下	100以下	116			○							○							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○							○							
42	ジエオシン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満			○							○							
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○							○							
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○							○							
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○							○							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9					

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	33	1	100以下		33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出されない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○						○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.9	10以下	2以下	0.9		○			○						○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.07			○		○							○			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○			
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○			
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.004未満					○							○			
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○			
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○							○			
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○							○			
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下	0.006以下	0.02未満			○		○							○			
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○							○			
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○			
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○			
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	6.6	6.9	200以下	40以下	6.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.6	4.5	200以下	40以下	4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	20	19	300以下	60以下	20					○								月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	107	112	107	500以下	100以下	112			○		○							○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000001未満					○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- *平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- *平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。